

吳市教育委員会議題
(令和2年2月20日定例会)

吳市教育委員会

令和2年2月20日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第5号 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則の制定について
- 4 教議第6号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- 5 教議第7号 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 6 報告第6号 令和元年度教育費補正予算について 【非公開】

教議第5号

呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則の制定について
 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則
 (呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 呉市教育委員会事務局組織規則(昭和49年呉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10)事務局及び教育機関の職員(呉市立学校の校長、教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する者(幼稚園に勤務する者を除く。))をいう。以下同じ。)を除く。)の任免その他の人事、服務、研修及び福利厚生に関すること。 (11)～(28) 略 2～4 略	(分掌事務) 第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10)事務局及び教育機関の職員(呉市立学校の校長、教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。))を除く。)の任免その他の人事、服務、研修及び福利厚生に関すること。 (11)～(28) 略 2～4 略

(呉市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 呉市教育委員会公印規則(昭和63年呉市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正前	改正後														
別表第1(第3条,第4条関係) 一般公印 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>名称</td> <td>書体</td> <td>寸法(ミリメートル)</td> <td>管理者</td> <td>保管場所</td> <td>使用区分</td> <td>個数</td> </tr> </table>	名称	書体	寸法(ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数	別表第1(第3条,第4条関係) 一般公印 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>名称</td> <td>書体</td> <td>寸法(ミリメートル)</td> <td>管理者</td> <td>保管場所</td> <td>使用区分</td> <td>個数</td> </tr> </table>	名称	書体	寸法(ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
名称	書体	寸法(ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数									
名称	書体	寸法(ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数									

略						
呉市立学校印	れい書	方24	教頭	小・中学校	学校名をもちて発する文書	62
呉市立学校校長印	れい書	方24	教頭	小・中学校	学校長名をもちて発する文書	62
呉市立幼稚園印	れい書	方24	園長	幼稚園	幼稚園名をもちて発する文書	2
呉市立幼稚園長印	れい書	方24	園長	幼稚園	幼稚園長名をもちて発する文書	2

別表第2 (第3条, 第4条関係)

専用公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方45	教頭	小・中学校	卒業証書	62
呉市立幼稚園印	れい書	方45	園長	幼稚園	修了証書	2

(呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正)

第3条 呉市学校給食共同調理場条例施行規則 (平成17年呉市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)			
共同調理場名	学校名	共同調理場名	学校名

略						
呉市立学校印	れい書	方24	教頭	小・中学校	学校名をもちて発する文書	60
呉市立学校校長印	れい書	方24	教頭	小・中学校	学校長名をもちて発する文書	60

別表第2 (第3条, 第4条関係)

専用公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方45	教頭	小・中学校	卒業証書	60

略	蒲刈学校給食共同調理場	呉市立豊島幼稚園 呉市立ゆたか幼稚園 呉市立下蒲刈小学校 呉市立蒲刈小学校 呉市立豊小学校 呉市立下蒲刈中学校 呉市立蒲刈中学校 呉市立豊浜中学校
---	-------------	--

略	蒲刈学校給食共同調理場	呉市立蒲刈小学校 呉市立豊小学校 呉市立蒲刈中学校 呉市立豊浜中学校
---	-------------	---

(呉市立幼稚園条例施行規則等の廃止)

第4条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 呉市立幼稚園条例施行規則（平成17年呉市教育委員会規則第7号）
- (2) 呉市立幼稚園管理規則（平成17年呉市教育委員会規則第8号）
- (3) 呉市立幼稚園園則（平成17年呉市教育委員会規則第9号）
- (4) 呉市立幼稚園の災害共済給付契約に係る幼児についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則（平成17年呉市教育委員会規則第10号）

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立下蒲刈小学校を呉市立蒲刈小学校に、呉市立下蒲刈中学校を呉市立蒲刈中学校に統合すること及び呉市立幼稚園を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則の制定について

1 改正の趣旨

令和元年呉市議会9月定例会で議決の呉市立下蒲刈小学校を呉市立蒲刈小学校に、呉市立下蒲刈中学校を呉市立蒲刈中学校に統合すること並びに令和元年呉市議会12月定例会で議決の呉市立幼稚園（呉市立豊島幼稚園及び呉市立ゆたか幼稚園）を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会事務局組織規則

教育総務課の分掌事務のうち、幼稚園に関する文言について削除します。

(2) 呉市教育委員会公印規則

呉市立学校印及び呉市立学校長印の個数について、62個を60個に訂正します。また、呉市立幼稚園印及び呉市立幼稚園長印については廃止します。

(3) 呉市学校給食共同調理場条例施行規則

蒲刈学校給食共同調理場が給食を実施する学校について、統合又は廃止する学校を削除します。

(4) 呉市立幼稚園条例施行規則等

呉市立幼稚園条例（平成17年呉市条例第62号）の廃止に伴い、次の規則を廃止します。

ア 呉市立幼稚園条例施行規則

イ 呉市立幼稚園管理規則

ウ 呉市立幼稚園園則

エ 呉市立幼稚園の災害共済給付契約に係る幼児についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第 6 号

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程（昭和 29 年呉市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

		改正前				改正後			
		会場による区分		照明の程度		会場による区分		照明の程度	
		面積	電球の光度	面積	電球の光度	面積	電球の光度	面積	電球の光度
略									
第 1 条	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 11 条第 2 項の規定により個人演説会等開催のために必要な設備の程度等を次に定める。ただし、やむを得ない事情があるときはこの規程によらないことができる。	901.25	400	901.25	400	901.25	400	901.25	400
郷原中学校	屋内運動場								
	弁士控室	22.22	32	22.22	32	22.22	32	22.22	32
	便所	28.59	27	28.59	27	28.59	27	28.59	27
			18		18		18		18
									8
									5
下蒲刈小学校	屋内運動場	510	500	510	500				
	弁士控室	23	40	23	40				
									6

(1) 照明

便所	29. 2	40	13	
会議室	75. 6	30	29	
弁士控室	81	30	20	
便所	33. 1	30	5	
略				
豊浜中 学校	屋内運動 場	590	400	15
	弁士控室	9. 0	40	2
	便所	20. 00	40	2
豊島幼 稚園	遊戯室	61. 46	40	14
	弁士控室	36. 0	40	6
	便所	15. 00	40	3
豊小学 校	屋内運動 場	937. 76	400	24
	弁士控室	32. 5	32	6
	便所	41. 6	24	15
			18	
ゆたか 幼稚園	遊戯室	100. 5	32	44
	弁士控室	17. 86	32	4
	便所	9. 47	20	1
			32	

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度			
	机	いす	黒板	白墨
略				

豊浜中 学校	屋内運動 場	590	400	15
	弁士控室	9. 0	40	2
	便所	20. 00	40	2
豊小学 校	屋内運動 場	937. 76	400	24
	弁士控室	32. 5	32	6
	便所	41. 6	24	15
			18	

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度			
	机	いす	黒板	白墨
略				

郷原中学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下蒲刈小学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下蒲刈中学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
略									
豊浜中学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊島幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊小学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ゆたか幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 聴衆席

会場による区分 種類及び程度

略

郷原中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃
下蒲刈小学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃
下蒲刈中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃
略									
豊浜中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	100〃
豊島幼稚園	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20〃
豊小学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃
ゆたか幼稚園	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	30〃

(4) 弁士控室

会場による区分 種類及び程度

略

郷原中学校	ミーティング	〃	1	〃	〃	〃	〃	〃	3
下蒲刈小学校	左側控室	〃	1	〃	〃	〃	〃	〃	4

郷原中学校	1	1	1	1	1	1	1	1
略								
豊浜中学校	1	1	1	1	1	1	1	1
豊小学校	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 聴衆席

会場による区分 種類及び程度

略

郷原中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃
略								
豊浜中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	100〃
豊小学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	50〃

(4) 弁士控室

会場による区分 種類及び程度

略

郷原中学校	ミーティング	〃	1	〃	〃	〃	〃	3
	ルーム							

下蒲刈中学校	理科室	1	1	4
略				
豊浜中学校	右側控室	1	1	1
豊島幼稚園	保育室	1	1	1
豊小学校	ミーティングルーム	1	1	1
ゆたか幼稚園	保育室	1	1	1

(5) 便所

会場による区分

位置

略

郷原中学校	西側			
下蒲刈小学校	体育館西側			
下蒲刈中学校	校舎玄関横			

略

豊浜中学校	右側			
豊島幼稚園	職員室前			
豊小学校	北側			
ゆたか幼稚園	保育室前			

第2条 設備は、次の場所について行う。

略

郷原中学校	屋内運動場			
下蒲刈小学校	屋内運動場			
下蒲刈中学校	会議室			

略

豊浜中学校	屋内運動場			
豊島幼稚園	遊戯室			

略

豊浜中学校	右側控室	1	1	1
豊小学校	ミーティングルーム	1	1	1

(5) 便所

会場による区分

位置

略

郷原中学校	西側			
-------	----	--	--	--

略

豊浜中学校	右側			
-------	----	--	--	--

豊小学校	北側			
------	----	--	--	--

第2条 設備は、次の場所について行う。

略

郷原中学校	屋内運動場			
-------	-------	--	--	--

略

豊浜中学校	屋内運動場			
-------	-------	--	--	--

豊小学校 ゆたか幼稚園	屋内運動場 遊戯室	豊小学校 屋内運動場
----------------	--------------	---------------

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

下蒲刈小学校を蒲刈小学校に、下蒲刈中学校を蒲刈中学校に統合すること及び呉市立幼稚園を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この告示案を提出する。

議案資料 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について

1 改正の趣旨

令和元年呉市議会9月定例会で議決の呉市立下蒲刈小学校を呉市立蒲刈小学校に、呉市立下蒲刈中学校を呉市立蒲刈中学校に統合すること並びに令和元年呉市議会12月定例会で議決の呉市立幼稚園（呉市立豊島幼稚園及び呉市立ゆたか幼稚園）を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

個人演説会等開催のために必要な設備の程度等の会場における区分のうち、呉市立下蒲刈小学校、呉市立下蒲刈中学校、呉市立豊島幼稚園及び呉市立ゆたか幼稚園に関する文言を削除します。

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第7号

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第1条 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和58年呉市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次表に掲げる事務(当該事務の決裁については、次条の規定によつて定まる範囲に限る。)を同表左欄に掲げる事務職員に補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務職員</th> <th style="width: 80%;">補助執行させる事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>呉市産業部の職員</td> <td>呉市野呂山セントラルロッジに関すること。</td> </tr> <tr> <td>呉市福祉保健部の職員</td> <td>幼稚園に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務職員	補助執行させる事務	略		呉市産業部の職員	呉市野呂山セントラルロッジに関すること。	呉市福祉保健部の職員	幼稚園に関すること。	<p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次表に掲げる事務(当該事務の決裁については、次条の規定によつて定まる範囲に限る。)を同表左欄に掲げる事務職員に補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務職員</th> <th style="width: 80%;">補助執行させる事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>呉市産業部の職員</td> <td>呉市野呂山セントラルロッジに関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務職員	補助執行させる事務	略		呉市産業部の職員	呉市野呂山セントラルロッジに関すること。		
事務職員	補助執行させる事務																
略																	
呉市産業部の職員	呉市野呂山セントラルロッジに関すること。																
呉市福祉保健部の職員	幼稚園に関すること。																
事務職員	補助執行させる事務																
略																	
呉市産業部の職員	呉市野呂山セントラルロッジに関すること。																

。(呉市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第2条 呉市教育委員会事務決裁規程(昭和49年呉市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)主査 課の主査，専門員，図書館長</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)主査 課の主査，専門員，図書館長</p>

(中央図書館長を除く。以下同じ。)、
青年の家所長、野外活動センター所長、
松寿苑所長、豊ふるさと学園所長、御
手洗地区文化施設所長、青少年指導セ
ンター副所長及び幼稚園長をいう。

(11)・(12) 略

別表第1 (第7条関係)

共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

略

2 人事・服務に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・○」は、学校給食共同調理場
長、図書館長、青年の家所長、野外活
動センター所長、松寿苑所長、豊ふる
さと学園所長、御手洗地区文化施設所
長及び幼稚園長に適用する。ただし、
図書館長（広図書館長及び昭和図書館
長を除く。）については、1文書・庶
務その他に関する事項の表、幼稚園長
については、2人事・服務に関する事
項の表に限る。

3～5 略

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立幼稚園の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出す
る。

(中央図書館長を除く。以下同じ。)、
青年の家所長、野外活動センター所長、
松寿苑所長、豊ふるさと学園所長、御
手洗地区文化施設所長及び青少年指導
センター副所長をいう。

(11)・(12) 略

別表第1 (第7条関係)

共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

略

2 人事・服務に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・○」は、学校給食共同調理場
長、図書館長、青年の家所長、野外活
動センター所長、松寿苑所長、豊ふる
さと学園所長及び御手洗地区文化施設
所長に適用する。ただし、図書館長
（広図書館長及び昭和図書館長を除
く。）については、1文書・庶務その
他に関する事項の表に限る。

3～5 略

議案資料 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

令和元年呉市議会12月定例会で議決の呉市立幼稚園（呉市立豊島幼稚園及び呉市立ゆたか幼稚園）の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

補助執行させる事務職員のうち、呉市福祉保健部の職員に関する文言について削除します。

(2) 呉市教育委員会事務決裁規程

用語の定義及び共通事務に係る専決事項のうち、幼稚園長に関する文言を削除します。

3 施行期日

令和2年4月1日

